

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上富田町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 生馬・岩田・岡・市ノ瀬地域

#### (1) 現況

本地域は、平坦部においては稲作が中心であり、野菜等も作付けされている。中山間地域においては急傾斜地が多く、梅・みかんの樹園地が中心となっているが、平坦部に比べると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、地域の豊かな自然環境を維持するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項に掲げる全ての事業を実施するよう働きかけ、中山間地域の耕作放棄地の発生を防止し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 朝来・岩崎地域

#### (1) 現況

本地域は、平坦部においては稲作が中心であり、野菜等も作付けされている。傾斜地においては、梅の樹園地が中心となっている。他地域に比べると住宅地の占める割合が大きいですが、自然環境も豊かであり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1、3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	生馬・岩田・岡・市ノ瀬 区域	法第3条第3項に掲げる全ての事業
②	朝来・岩崎 区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③		

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

**多面的機能支払に関する事項**

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本上富田町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、本町では平場において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や、本町内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とする。

## 中山間地域等直接支払に関する事項

### 1 対象地域の基準

#### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

上富田町域には、特定農山村地域、振興山村地域、半島振興対策実施地域がある。なお、対象地域は、上記の指定地域における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に基づき、上富田町農業振興地域整備計画に定めた農用地区域とする。

#### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地は対象としない。
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地は対象としない
- (オ) 和歌山県知事が地域の実態に応じて指定する地域

### 2 集落協定の共通事項

注1 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注2 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者  
認定農業者のみとする。

4 その他必要な事項  
特になし